

証券番号

特定施術危険等対象外特約（光脱毛等補償用）（ビューティーガレッジ用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ケミカルピーリング	化学作用により皮膚を薄く剥がして、光老化を起こした皮膚を若返らせる手技をいいます。
高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound）	超音波を体内に照射し肌深部に熱と振動を発生させることによって、細胞を活性化させる行為をいいます。
ニードル脱毛	針を毛穴に挿入し、電気を流すことによって毛根の細胞にダメージを与える脱毛方法をいいます。
光フェイシャル	単一の波長ではない複合的な光を顔に光を当てる施術をいいます。ただし、波長が400nm～1,200nmの範囲のものにかぎります。
リラクゼーション行為	筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康や美容向上を目指した手技を用いて行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器具（注）を用いて行う療法を除きます。 （注）手技に用いる補助具を除きます。
レーザー治療	固有の波長の光を照射して、治療対象のみ選択的に美容または健康の効果を発揮させることをいい、脱毛、しみ取り、しわ・たるみ取り等の目的を問いません。ただし、光脱毛および光フェイシャルを除きます。
レーシック	目の表面の角膜にレーザーを照射し、角膜の曲率を変えることにより視力を矯正する手術をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第3章第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）、第6条（保険金を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）、第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）、第8条（保険金を支払わない場合－受託物危険に関する事由）、および第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産危険に関する事由）に掲げる損害のほか、次の施術に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① ケミカルピーリング
 - ② 高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound）
 - ③ ニードル脱毛
 - ④ レーザー治療
 - ⑤ レーシック
- (2) (1)に掲げる損害のほか、当社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 法令に違反した薬品に起因する賠償責任
- ② 直接であると間接であると問わず、被保険者の施術等がその意図した効能または効果を發揮できなかったことによる賠償責任
- ③ リラクゼーション行為を受けた者がリラクゼーションサロン店退出後48時間経過した後に、発見・発症した身体の湿疹、かぶれまたは肌荒れに起因する賠償責任
- ④ 使用用具の消毒不足等によって発症した感染症その他疾病に起因する賠償責任
- ⑤ 頰椎へのスラスト法施術に起因する賠償責任

第2条（事業活動総合保険追加特約の適用除外）

当社は、事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項第9条（保険金を支払わない場合の追加一施設・業務遂行危険に関する事由）②の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。